

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第199号

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表伏見区役所深草支所の款地域力推進室の項中「環境整備係長」を「環境整備第一係長 環境整備第二係長」に改め、同表伏見区役所醍醐支所の款福祉部の項中「保護第四係長」を「保護第四係長 保護第五係長」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)